

訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション サービス契約書

_____様（以下「利用者様」とします。）と公立黒川病院訪問リハビリテーション（以下「事業者」とします。）は、利用者様に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「サービス」とします。）について次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条

- 1 事業者は、介護保険等関係法令及び本契約書に従い、利用者様に対し可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、適正なサービスを提供するものとします。
- 2 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者様の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者様に対しサービスを提供します。
- 3 利用者様は、事業者からサービスを受けた時は、別紙重要事項説明書の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

第2条

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から第12条に基づく契約の終了があるまで、本契約に定めるところに従い当時業者が提供する訪問リハビリテーションサービスを利用できるものとします。

（サービスの内容）

第3条

- 1 事業者は、利用者様の要望を聞き、主治医の指示書または情報提供書及び居宅サービス計画書に沿った訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成し、利用者様及び御家族等に説明します。
- 2 事業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画書に沿って、別紙重要事項説明書のとおり、サービスを提供します。
- 3 サービスの内容、利用料は、別紙重要事項説明書のとおりです。

(サービス内容の変更)

第4条

事業者は、利用者様よりサービス内容について、変更の申し出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反する等、変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに居宅サービス計画者と連絡をとり、利用者様との合意により変更いたします。

なお、変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況により利用者様の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合には、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

(サービス利用料金)

第5条

本契約に関わるサービス利用料金は、介護保険法令に定める介護保険給付費または、予防給付費（介護報酬）に準拠した金額になります。サービス利用料金の詳細は重要事項説明書のとおりとします。

(サービス利用料の滞納)

第6条

- 1 利用者様が正当な理由が無く事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者様に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の支払いが無いときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者様担当の介護支援専門員、利用者様が住所を有する市町村等に連絡をする等、必要な支援を行います。
- 3 事業者は第2項の措置を講じた上で、利用者様が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって、本契約を解除することができます。

(キャンセル)

第7条

利用者様は、事前に事業者に連絡することにより、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。

(利用者様による中途解約)

第8条

利用者様は、本契約の期間中であっても、契約終了を希望する7日前（以下、「予告期間」とします。）までに、事業者に書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。

但し、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、利用者様は予告期間内であっても、本契約を解約することができます。

(利用者様による契約解除)

第9条

利用者様は、事業者が以下の事由に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、直ちに本契約を解除することができます。

- ① 事業者が、利用者様またはその御家族に対し、不法行為を行った場合。
- ② 事業者が、第13条の守秘義務違反をした場合。
- ③ 事業者が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合。
- ④ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。

(事業者による中途解約)

第10条

- 1 事業者は本契約に基づくサービスの提供を維持することが困難と判断すべき経営上または事業所運営上やむを得ない事情が発生した場合には、利用者様に対し、原則として1ヶ月前までに解約の理由を記した書面をもって通知し、本契約を解約することができます。
- 2 事業者は、本契約を解約する場合には、利用者様の心身の状況及び希望等に応じて他の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業者または介護予防サービス事業者等を紹介するよう努めるものとします。

(事業者による契約解除)

第11条

事業者は、利用者様が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 利用者様によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ② 利用者様またはその御家族等が、事業所またはその従業員の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけ、またはその可能性があるなど、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
- ③ 利用者様またはその御家族等と事業所との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続することができないと判断できる場合。

(契約の終了)

第 12 条

- 1 本契約は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、終了します。
 - ① 第 8 条に定める利用者様からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
 - ② 第 9 条に定める利用者様からの契約解除の意思表示がなされた場合。
 - ③ 第 10 条第 1 項に定める事業者からの書面による解約の意思表示がなされた場合。
 - ④ 第 11 条または第 13 条に定める事業者からの契約解除の意思表示がなされた場合。
- 2 以下の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者様が死亡した場合。

(利用者様の医療機関への入院または介護保険施設への入所)

第 13 条

利用者様が医療機関へ入院または介護保険施設等へ入所された場合には、事業者は、利用者様が退院または退所された後にサービスの提供が再開できるよう努めるものとします。但し、退院または退所後のサービスが再開できず、本契約を解除する場合があります。

(秘密保持)

第 14 条

事業者及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

(診療記録等の開示・料金)

第 15 条

診療記録等の開示を求められた場合は、公立黒川病院内個人情報開示等規程に従って対応します。

診療記録等の開示に伴い、診療記録閲覧・複写の請求には、実費を徴収させていただきます。

- | | |
|-------------|----------|
| ・ 開示申出費 | 1, 050円 |
| ・ 閲覧費 (1時間) | 1, 050円 |
| ・ 診療記録のコピー | 21円 / 1枚 |

